

令和7年度 第2回湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会次第

日 時 令和8年3月9日(月)
午後3時00分
場 所 湯河原町防災コミュニティセンター
2階 205 会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 報 告

湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会委員の変更について

4 案 件

- (1) 令和8年度湯河原町と真鶴町の広域連携に係る事業計画（案）について
- (2) プラごみ等資源化減量化検討事業に伴う覚書（案）について
- (3) 令和8年度協議会予算（案）について
- (4) 令和8年度共同処理事業等の事業費予算について

5 その他

令和7年度第2回

湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会資料

開催日時	令和8年3月9日（月） 午後3時00分
場 所	湯河原町防災コミュニティセンター 2階 205 会議室

目 次

案件（１）	令和８年度湯河原町と真鶴町の広域連携に係る事業計画（案） について	… P 5
案件（２）	プラごみ等資源化減量化検討事業に伴う覚書（案）について…	P 9
案件（３）	令和８年度協議会予算（案）について	… P 11
案件（４）	令和８年度共同処理事業等の事業費予算について	… P 13

湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会委員名簿

令和7年10月7日現在

湯河原町 (9名)		
(職名)		(氏名)
議長	広域行政特別委員会委員長	山本 俊明
委員	広域行政特別委員会副委員長	土屋 誠一
	広域行政特別委員会委員	松野 洋一
		松井 一寿
		室伏寿美夫
	議長	村瀬 公大
	副議長	善本 真人
会長	町長	内藤 喜文
委員	副町長	尾仲富士夫

真鶴町 (9名)		
(職名)		(氏名)
副議長	広域行政特別委員会委員長	海野 弘幸
委員	広域行政特別委員会副委員長	田中 俊一
	広域行政特別委員会委員	青木 健
		山崎 佳奈
		堀 杏奈
	議長	天野 雅樹
	副議長	加藤 龍
副会長	町長	小林 伸行
監事	副町長	大塚 伸二

※役員

[会長] 内藤 喜文

[議長] 山本 俊明

[副会長] 小林 伸行

[副議長] 海野 弘幸

[監事] 大塚 伸二

湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会規約

(目的)

第1条 この協議会（以下「協議会」という。）は、湯河原町、真鶴町（以下「関係町」という。）が共通の利害に結ばれていることにかんがみ、これら関係町の有機的連携を図るとともに諸行政の広域化を推進し、もって住民の福祉を増進することを目的とする。

(名称)

第2条 協議会は、湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会という。

(事業)

第3条 協議会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 両町に関係のある広域的に共同処理すべき事業の推進に関する連絡調整
- (2) その他協議会の目的達成に必要なこと。

(組織)

第4条 協議会は、次に定める委員によって組織する。

- (1) 関係町の長及び副町長
- (2) 関係町の議会議長及び副議長
- (3) 関係町の議会広域行政特別委員会から選出された委員 各5名以内

(役員)

第5条 協議会に、会長、副会長及び議長、副議長1名を置く。

- 2 会長、副会長の任期は2年とし、両町長の協議によって定める。ただし、補欠による任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 議長、副議長は、両町の議会広域行政特別委員会委員長が2年ごとに交代するものとする。ただし、補欠による任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を処理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(顧問)

第6条 協議会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、協議会の推せんにより、会長が委嘱する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が必要に応じ招集する。

- 2 協議会の会議は、2分の1以上の委員から開催の要請があった場合に会長が招集する。
- 3 協議会の会議は、議長が主宰する。
- 4 協議会の議事は、委員の半数以上が出席し、出席委員の過半数で決定する。
- 5 会長は、必要に応じ事案の関係者を招へいできる。

(幹事会)

第8条 協議会に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、会長の命を受けて必要な事項を調査研究する。

3 幹事会の幹事は、両町の副町長、関連参事、消防長、議会事務局長及び関連課長とする。

4 幹事会には、必要に応じ事案の関係者を招へいできる。

(専門部会)

第9条 協議会に、事業の一部を主掌する専門部会を置くことができる。

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するため、事務局を会長の属する町役場に置く。

(経費)

第11条 協議会の運営に要する経費は、関係町が負担する。

2 前項の負担割合は、協議会の会議において決定する。

(監事)

第12条 協議会に毎年度協議会の決算を監査するため監事1名を置く。

2 監事は、副会長の属する町の副町長とする。

3 前項の副町長に事故があるとき、又は欠けたときは、副会長の属する町の議会広域行政特別委員会の中から同委員会が選出した者をもって充てる。

(補則)

第13条 この規約に定めるものを除くほか、協議会に関し必要な事項は、協議会の会議にはかり会長が定める。

附 則

この規約は、昭和40年8月26日から施行する。

附 則

この規約は、昭和43年2月24日から施行する。

附 則

この規約は、昭和46年10月30日から施行する。

附 則

この規約は、昭和56年7月29日から施行する。

附 則

この規約は、昭和60年1月25日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、昭和63年7月7日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成7年8月29日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成17年6月10日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成19年6月11日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成24年4月12日から施行する。

附 則

この規約は、平成 27 年 3 月 24 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 27 年 5 月 25 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 28 年 6 月 17 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 28 年 7 月 6 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成 29 年 9 月 6 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 4 条第 3 号に規定する委員の定数については、この規約の施行の日以後、初めて選任される関係町の広域行政特別委員会委員の選任時から適用する。

附 則

この規約は、令和 7 年 3 月 6 日から施行し、令和 6 年 10 月 1 日から適用する。

令和8年度 湯河原町と真鶴町の広域連携に係る事業計画（案）

1 共同処理事業等

(1) 一部事務組合の事業

ア ごみ処理事業

湯河原町真鶴町衛生組合において、「基幹的設備改良工事」が完了し、令和8年1月から24時間運転を開始したごみ焼却施設ほか、粗大ごみ処理施設及び最終処分場を適切に維持、運用し、ごみ処理事業の安定的運営に努める。

(2) 真鶴町から湯河原町への委託事業

ア 消防事業

消防・救急・救助活動の充実強化のため、災害対応特殊救急自動車の更新配備及び消防救急デジタル無線（活動波）の更新を行うとともに、消防職員の資質向上のための専門教育及び救急救命士教育研修を継続的に実施するほか、消防救急デジタル無線、マタニティ・サポート119事業及びNet119緊急通報システム等の適正な運営と維持管理に努める。

イ 下水道事業

下水の処理並びに浄水センターの監視制御設備更新工事など、事業の円滑な推進を図る。また、今後の下水道事業計画等について、協議を行っていく。

(3) 湯河原町から真鶴町への委託事業

ア し尿処理事業

令和2年度から熱海市への事務委託により処理を行っているが、引き続き安定した処理体制の維持を図っていくため、貯留施設の適正な維持管理に努めるとともに、当該施設の今後について検討を進める。

また、熱海市との連絡を密にし、共同で設置した設備の状況及びし尿等の搬入量等について情報共有していく。し尿等の運搬体制については、引き続き委託業者等と連絡体制を維持し、安定した運用を図っていく。

イ 火葬場事業

平成12年の供用開始から25年経過している「真鶴聖苑」の管理運営について、施設・設備に必要な点検・改修を行い、施設の適正な維持管理に努める。

ウ 共有土地管理事業

「真鶴町と湯河原町との共有土地の管理に係る事務委託に関する協定」に基づき、共有土地の適正な管理を図るとともに、令和3年度に策定した旧採石場跡地利用計画に基づき、採石場跡地での建設残土受入等を適正に行っていく。同時に新たな採石場跡地での建設残土受入を行うための実施設計委託を行いつつ、土地の有効活用に対しても継続して検討していく。

2 公の施設の相互利用

(1) 公の施設の相互利用について

両町住民の交流と福祉の向上を図るため「湯河原町と真鶴町の公の施設の相互利用協定」に基づく各公の施設に加え、町民割引を実施していただける民間施設の相互利用を促進する。

※湯河原町の湯河原海辺公園ドッグランが令和8年4月1日より無料化することに伴い、相互利用施設の対象外とする。

3 共同で要望活動等を行う事項

(1) 伊豆湘南道路整備の促進及び西湘バイパスの再延伸について

神奈川県西部と静岡県東部地域を結ぶ規格の高い、伊豆湘南道路整備の早期事業化に向けた具体的な計画策定に向けて、神奈川と静岡の県境をまたぐ道路（伊豆湘南道路）に関する協議会及び伊豆湘南道路建設促進期成同盟会において協議や要望活動を行っていく。

また、西湘バイパス再延伸については、国への要望活動を関東国道協会及び神奈川県道路利用者会議において、引き続き要望を行っていく。

(2) 湯河原パークウェイの活用促進について

湯河原パークウェイは、東名高速道路から伊豆縦貫自動車道を経由した誘客や、静岡県以西からの誘客など、地域活性化対策として重要な路線である。また、箱根・真鶴・湯河原を結ぶ広域道路ネットワークとして地域住民の利便性からも重要な路線であるため、事業者である伊豆箱根鉄道株式会社に対し通行料金の見直しや災害に強い道路の整備と安全対策の実施などについて、引き続き協議や要望活動を行う。

(3) 真鶴駅前及び新福浦立体交差点の渋滞解消について

国道 135 号の上り車線では、真鶴駅や新福浦立体交差点付近で、朝夕の通勤時間帯や週末の観光客の通行時間帯に渋滞が発生している。真鶴駅前交差点においては、安全性の確保の点から、道路標示の工事や駅前ロータリーの信号の移設工事を実施し、道路標示の明確化、道路幅員の拡幅、信号表示時間の変更等の対策を講じている。

地域住民にとっては重要な生活道路であることから、有効な対策を道路管理者及び交通管理者と一体となり引き続き検討していく。

4 今後の広域連携について検討、協議する事項

(1) 水道事業の広域化について

両町においては、隣接関係にあり地理的合理性と飲料水の供給・受給関係から水道に関する連携があり、水道広域化の効果が得やすい地域であると考えられる。

神奈川県では、多様な広域連携を促進し、将来にわたって安全で安心な水の安定的・効率的供給が継続されるよう、県内水道事業の広域化の推進方針や今後の具体的取組の内容等を示す「神奈川県水道広域化推進プラン」を策定した。これを踏まえ両町の水道事業広域化に向けた検討を行う。

また、両町の現状を踏まえた上で、効果が見込まれる連携方策について引き続き検討を行う。

(2) 教育関係事業について

教育的諸課題のうち、両町に関連するものについて、その都度、検討・協議を行っていく。

(3) プラごみ等資源化減量化検討事業について

両町共同で検討委員会を組織し、両町におけるごみ処理の課題を整理して、ごみ減量化に向けた方策案や目標をまとめるとともに、資源化の推進を図るためプラごみの収集・再資源化の円滑な実施に向けた具体的な検討を行う。

覚 書 (案)

湯河原町（以下「甲」という。）と真鶴町（以下「乙」という。）は、令和8年度に共同で実施するプラごみ等資源化減量化検討事業（以下「本事業」という。）の経費負担について、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、本事業に要する経費について、甲乙それぞれの負担を定めることを目的とする。

（経費の種類）

第2条 本事業に要する経費の種類は、次のとおりとする。

- (1) 検討委員会の設置・運営に関する経費
- (2) 令和8年度に実施する「ごみ資源化減量化対策検討業務」委託に関する経費（負担割合）

第3条 前条に規定する経費の負担割合は次のとおりとする。

- (1) 前条第1号の経費について、甲乙均等割合で算出する額を負担するものとする。
- (2) 前条第2号の経費について、3分の1を均等割合、3分の1を人口割合、3分の1を焼却処理量割合で算出する額を負担するものとし、人口割合及び焼却処理量割合については、令和7年10月末までに神奈川県が公表した「神奈川県一般廃棄物処理事業の概要」の最新年度の甲乙両町の人口及び焼却処理量で算出した比率とする。

（支払い）

第4条 甲は、当該年度において本事業に要する経費が確定した後、前条に規定する負担割合で算出された負担金を速やかに乙に請求し、乙は当該年度の出納閉鎖期日までに甲に支払うものとする。

2 乙は、本事業に要する経費について、本覚書で定める負担金を除いて、いかなる費用も負担しない。

（その他）

第5条 本覚書について疑義のあるとき又は本覚書に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ決定する。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和8年 月 日

(甲) 足柄下郡湯河原町中央二丁目2番地1
湯河原町長 内藤喜文

(乙) 足柄下郡真鶴町岩244番地の1
真鶴町長 小林伸行

案件(3)

令和8年度 湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会予算(案)

1 収入

(単位：千円)

項	目	本年度	前年度	比較	説明
1 分担金		100	100	0	
	1 分担金	100	100	0	湯河原町・真鶴町各50千円
2 繰越金		911	832	79	
	1 繰越金	911	832	79	前年度繰越金
3 諸収入		1	1	0	
	1 諸収入	1	1	0	預金利子
収入合計		1,012	933	79	

2 支出

(単位：千円)

項	目	本年度	前年度	比較	説明
1 会議費		50	50	0	
	1 会議費	50	50	0	協議会・幹事会費
2 事務局費		50	50	0	
	1 事務局費	50	50	0	事務用品費・印刷製本費
3 事業費		100	100	0	
	1 事業費	100	100	0	
4 予備費		812	733	79	
	1 予備費	812	733	79	
支出合計		1,012	933	79	

令和7年度 湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会収入支出決算見込額

参考資料

1 収入

(単位：円)

項	目	予 算 現 額			調 定 額	収入見込額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較	説 明
		当初予算額	補 正 額	計						
1 分担金		100,000	0	100,000	100,000	100,000	0	0	0	
	1 分担金	100,000	0	100,000	100,000	100,000	0	0	0	湯河原町・真鶴町各5万円
2 繰越金		832,000	0	832,000	829,653	829,653	0	0	△ 2,347	
	1 繰越金	832,000	0	832,000	829,653	829,653	0	0	△ 2,347	前年度繰越金
3 諸収入		1,000	0	1,000	757	757	0	0	△ 243	
	1 諸収入	1,000	0	1,000	757	757	0	0	△ 243	預金利子
収入合計		933,000	0	933,000	930,410	930,410	0	0	△ 2,590	

2 支出

(単位：円)

項	目	予 算 現 額					支出見込額	不 用 額	説 明
		当初予算額	補 正 額	予備費充当額	流用増減額	小 計			
1 会議費		50,000	0	0	0	50,000	11,119	38,881	
	1 会議費	50,000	0	0	0	50,000	11,119	38,881	会議食糧費(協議会のお茶代)
2 事務局費		50,000	0	0	0	50,000	7,983	42,017	
	1 事務局費	50,000	0	0	0	50,000	7,983	42,017	事務用品費(コピー用紙・筆記用具)
3 事業費		100,000	0	0	0	100,000	0	100,000	
	1 事業費	100,000	0	0	0	100,000	0	100,000	
4 戻入費		0	0	0	0	0	0	0	
	1 戻入費	0	0	0	0	0	0	0	
5 予備費		733,000	0	0	0	733,000	0	733,000	
	1 予備費	733,000	0	0	0	733,000	0	733,000	
支出合計		933,000	0	0	0	933,000	19,102	913,898	

収入見込額－支出見込額 911,308 (令和8年度繰越見込額)

令和8年度 共同処理事業等の事業費予算について

1 ごみ処理事業

両町の負担金額及び負担割合

(単位：千円)

	予算額	財 源 内 訳			
		負 担 金			地方債、 諸収入ほか
		負担金小計	湯河原町	真 鶴 町	
議会費 (負担割合)	736	736	368 (50.00%)	368 (50.00%)	0
総務費 (負担割合)	8,399	8,399	4,200 (50.00%)	4,199 (50.00%)	0
衛生費	818,592	361,954	295,247	66,707	456,638
清掃費 (負担割合)	443,481	237,408	193,606 (81.55%)	43,802 (18.45%)	206,073
最終処分場費 (負担割合)	168,447	29,582	24,124 (81.55%)	5,458 (18.45%)	138,865
粗大ごみ処理施設費 (負担割合)	65,392	57,492	46,885 (81.55%)	10,607 (18.45%)	7,900
廃木材処理施設費 (負担割合)	41,401	14,901	12,152 (81.55%)	2,749 (18.45%)	26,500
選別処理施設費 (負担割合)	27,271	22,171	18,080 (81.55%)	4,091 (18.45%)	5,100
大規模改修事業 (負担割合)	72,500	400	400 (-)	0 (-)	72,100
積立金 搬出処分事業用 (負担割合)	100	0	0 (-)	0 (-)	100
公債費	668,946	629,217	529,470	99,747	39,729
大規模改修事業 (焼却・粗大)	129,343	129,343	111,988 (-)	17,355 (-)	0
最終処分場再生事業 (既存廃棄物撤去)	256,015	246,015	188,005 (76.42%)	58,010 (23.58%)	10,000
最終処分場再生事業 (処分場再整備)	229,937	229,937	205,555 (-)	24,382 (-)	0
基幹的設備改良事業	53,558	23,829	23,829 (-)	0 (-)	29,729
ストックヤード整備事業	93	93	93 (-)	0 (-)	0
予備費	10,327	10,327	8,422 (81.55%)	1,905 (18.45%)	0
合 計 【前年度】	1,507,000 【4,215,000】	1,010,633 【1,159,691】	837,707 【956,611】	172,926 【203,080】	496,367 【3,055,309】

※地方債、諸収入ほかの内訳

項 目	金 額
地方債等	34,704千円
繰入金	10,000千円
真鶴町負担金（事業）	4,932千円
箱根町負担金	406,802千円
ごみ処理手数料	24,000千円
有価物売却代ほか	15,929千円

※[参考]ごみ搬入量調（令和8年度予算算定基礎数値）

	令和6年10月1日～令和7年9月30日	
	搬入量	搬入量
湯河原町	10,699.05 t	81.55%
真鶴町	2,421.35 t	18.45%
合 計	13,120.40 t	100.00%

2 消防事業

(1) 経費の負担方法〔昭和51年3月16日付け協議の規約第3条第2項の規定に基づく令和8年度消防事務受託に要する経費の額及び負担時期の協議による〕

ア 真鶴分署に要する費用は全額真鶴町の負担

ただし、人件費については、管理職及び新採用職員を含む初任教育・専科教育救急科未修了者等を除く職員の平均人件費にて算出するものとする。

イ 監理、監督に要する費用・管理業務に要する費用は職員数割合で算出、PA連携業務に要する費用は過去5年間の実績業務件数比率で算出

ウ 基本的負担と実績負担に分けて負担する費用は、それぞれ負担対象経費の1/2を基礎額とし、次の割合で算出

基本的負担と実績負担に分ける委託業務内容	基本的負担 (基礎額は負担対象経費の1/2)	実績負担 (基礎額は負担対象経費の1/2)
救急業務に要する費用 (人件費を除く)	人口比率 (熱海市泉地区人口比率含む。)	過去5年間の実績救急業務件数比率
救助業務に要する費用	人口比率 行政区域面積比率	過去5年間の実績救助業務件数比率
予防業務に要する費用	防火対象物件数比率	過去5年間の実績許認可・予防事務件数
原因調査業務に要する費用	人口比率	過去5年間の実績火災発生件数比率
通信業務に要する費用	人口比率 (熱海市泉地区人口比率含む。)	過去5年間の実績救急業務、救助業務、火災発生の合計件数比率
マタニティ・サポート119業務に要する費用	人口比率	過去5年間の実績業務件数比率 (実績のない場合は人口比率のみ。)

(2) 真鶴町の負担金額及び負担割合 228,478千円【前年度 185,289千円】

区 分	負担対象経費	負担割合	真鶴町負担金
真鶴分署に要する費用	101,205千円	100.00%	101,205千円
監理・監督に要する費用	92,119千円	16.90%	15,568千円
管理業務に要する費用	46,686千円	16.00%	7,470千円
救急業務に要する費用	60,631千円	1/2×20.84%(基) 1/2×19.61%(実)	12,263千円
救助業務に要する費用	128,830千円	1/4×22.41%(基) 1/4×14.68%(面) 1/2×31.60%(実)	32,301千円
予防業務に要する費用	16,965千円	1/2×19.22%(基) 1/2×19.00%(実)	3,242千円
原因調査業務に要する費用	8,332千円	1/2×22.41%(基) 1/2×28.85%(実)	2,135千円
通信業務に要する費用	249,136千円	1/2×20.84%(基) 1/2×19.84%(実)	50,674千円
マタニティ・サポート 119業務に要する費用	240千円	1/2×22.41%(基) 1/2×17.65%(実)	48千円
PA連携業務に要する費用	24,519千円	14.57%	3,572千円
合 計 【前年度】	728,663千円 【534,636千円】	—	228,478千円 【185,289千円】

※負担割合の（基）は基本的負担、（実）は実績負担、（面）は基本的負担のうち行政区区域面積比率による負担を表す。

実績件数比率表

令和8年度当初予算協議資料

1 業務比率表

※令和7年分については10月1日現在の件数

項目	年別区分	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	合計	
		件数	件数	件数	件数	件数	件数	比率
救急 業務比率	湯河原	1,761	2,044	2,287	2,164	1,619	9,875	71.72%
	真鶴	476	578	591	645	410	2,700	19.61%
	泉	263	220	269	266	175	1,193	8.67%
	合計	2,500	2,842	3,147	3,075	2,204	13,768	100.00%
救助 業務比率	湯河原	31	38	28	28	33	158	68.40%
	真鶴	20	17	12	8	16	73	31.60%
	合計	51	55	40	36	49	231	100.00%
予防 業務比率	湯河原	955	1,104	1,154	1,177	841	5,231	81.00%
	真鶴	198	229	309	292	199	1,227	19.00%
	合計	1,153	1,333	1,463	1,469	1,040	6,458	100.00%
原因調査 業務比率	湯河原	10	4	5	8	10	37	71.15%
	真鶴	3	3	2	4	3	15	28.85%
	合計	13	7	7	12	13	52	100.00%
通信 業務比率	湯河原	1,802	2,086	2,320	2,200	1,662	10,070	71.67%
	真鶴	499	598	605	657	429	2,788	19.84%
	泉	263	220	269	266	175	1,193	8.49%
	合計	2,564	2,904	3,194	3,123	2,266	14,051	100.00%
マタニティ ・サポート 119 業務比率	湯河原	20	16	20	15	13	84	82.35%
	真鶴	4	5	3	3	3	18	17.65%
	合計	24	21	23	18	16	102	100.00%
PA連携 業務比率	湯河原	153	184	174	170	169	850	85.43%
	真鶴	24	33	33	31	24	145	14.57%
	合計	177	217	207	201	193	995	100.00%

2 人口（救助・原因調査・マタニティ）・防火対象物（予防）比率表・行政区域面積（救助）比率表

※令和7年10月1日現在

区分	湯河原町（比率）	真鶴町（比率）	合計（比率）
人口（人）	22,838 77.59%	6,596 22.41%	29,434 100.00%
防火対象物（件）	1,290 80.78%	307 19.22%	1,597 100.00%
行政区域面積（km ² ）	40.97 85.32%	7.05 14.68%	48.02 100.00%

3 人口（救急・通信）比率表

※令和7年10月1日現在

区分	湯河原町（比率）	真鶴町（比率）	熱海市泉（比率）	合計（比率）
人口（人）	22,838 72.15%	6,596 20.84%	2,218 7.01%	31,652 100.00%

4 監理・監督業務比率（職員比率） $12 / (79 - 8) = 16.90\%$ ※令和7年10月1日現在

5 管理業務比率（職員比率） $12 / (79 - 4) = 16.00\%$ ※令和7年10月1日現在

3 下水道事業

両町の負担金額及び負担割合

区 分	経 費	湯河原町	真 鶴 町	熱 海 市
建設費負担 (負担割合)	646,700,000円 (うち国庫288,935,000円) (100.00%)	248,467,000円 (69.45%)	72,341,000円 (20.22%)	36,957,000円 (10.33%)
下水処理負担 (負担割合)	299,543,173円 (100.00%)	254,044,173円 (84.81%)	7,279,000円 (2.43%)	38,220,000円 (12.76%)
合 計 【前年度】	946,243,173円 (うち国庫288,935,000円) 【431,637,794円】	502,511,173円 【349,591,794円】	79,620,000円 【25,531,000円】	75,177,000円 【27,365,000円】

4 真鶴町水路改修事業

両町の負担金額及び負担割合

区 分	元利償還額	湯河原町	真 鶴 町
9月 (負担割合)	351,439円 (100.00%)	86,735円 (24.68%)	264,704円 (75.32%)
3月 (負担割合)	351,439円 (100.00%)	86,735円 (24.68%)	264,704円 (75.32%)
合 計 【前年度】	702,878円 【2,552,414円】	173,470円 【 629,920円】	529,408円 【1,922,494円】

5 し尿処理事業

両町の負担金額及び負担割合

区 分	総 額	湯河原町	真 鶴 町
管理費・施設費 (負担割合)	5,101千円 (100.00%)	2,641千円 (51.76%)	2,460千円 (48.24%)
人 件 費 (負担割合)	4,790千円 (100.00%)	2,479千円 (51.76%)	2,311千円 (48.24%)
合 計 【前年度】	9,891千円 【8,795千円】	5,120千円 【4,541千円】	4,771千円 【4,254千円】

※予算算定基礎数値(令和6年度年間処理量)

区 分	し 尿	浄 化 槽	小 計	負 担 割 合
湯 河 原 町	104.51k0	3,652.92k0	3,757.43k0	51.76%
真 鶴 町	71.65k0	3,430.36k0	3,502.01k0	48.24%
合 計	176.16k0	7,083.28k0	7,259.44k0	100.00%

6 火葬場事業

両町の負担金額及び負担割合

区 分	総 額	湯河原町	真 鶴 町
管 理 費 (負担割合)	19,614千円※ (100.00%)	15,197千円 (77.48%)	4,417千円 (22.52%)
施 設 費 (負担割合)	10,850千円 (100.00%)	8,464千円 (78.01%)	2,386千円 (21.99%)
人 件 費 (負担割合)	4,790千円 (100.00%)	3,712千円 (77.49%)	1,078千円 (22.51%)
合 計 【前年度】	35,254千円※ 【26,909千円】	27,373千円 【20,816千円】	7,881千円 【6,093千円】

※残骨灰売渡収入として、2,624千円(500件分)の歳入が含まれる。

※予算算定基礎数値

区 分	令和8年度火葬見込み件数(負担割合)	令和7年4月1日現在の人口(負担割合)
湯 河 原 町	437件(77.48%)	22,974人(78.01%)
真 鶴 町	127件(22.52%)	6,474人(21.99%)
合 計	564件(100.00%)	29,448人(100.00%)

上記以外に、他市町村分として82件を見込む。

7 共有土地管理事業

(1) 湯河原町の負担金額

区 分	管理経費	湯河原町負担額	負担割合
管理に要する 経 費	貸付共有土地	2,774,222円	
	その他共有土地	971,770円	
	小 計	3,745,992円	1,387,515円
契 約 に 要 す る 経 費	2,158,549円	1,079,274円	1 / 2
徴 収 に 要 す る 経 費	1,330,481円	665,240円	1 / 2
事 務 経 費 (定 額)	40,000円	20,000円	1 / 2
事務経費(発生土処分場整備 実施設計委託)	41,162,000円	15,246,405円	持分割合(※) 37.04%
合 計	48,437,022円		
湯河原町負担額 【前年度】		18,398,434円 【2,845,217円】	

※持分割合

共有土地総面積 1,740,551.61㎡ (100.00%)

(うち 真鶴町持分 1,095,837.15㎡ (62.96%))

(うち 湯河原町持分 644,714.46㎡ (37.04%))

(2) 貸付料等収入額

共有土地 持 分	区 分	貸付料等	真鶴町分	湯河原町分
真 鶴 町 (65/100) 湯 河 原 町 (35/100)	貸 付 料 (現 年 度) (過 年 度)	407,699円 (381,165円) (26,534円)	265,004円 (247,757円) (17,247円)	142,695円 (133,408円) (9,287円)
	東 京 電 力 線 下 補 償	12,864円	8,362円	4,502円
	J R 線 下 補 償	2,130,594円	1,384,886円	745,708円
真 鶴 町 (125/200) 湯 河 原 町 (75/200)	貸 付 料 (現 年 度) (過 年 度)	19,253,354円 (16,566,746円) (2,686,608円)	12,033,346円 (10,354,216円) (1,679,130円)	7,220,008円 (6,212,530円) (1,007,478円)
	東 京 電 力 線 下 補 償	1,159,443円	724,652円	434,791円
	J R 線 下 補 償	1,453,415円	908,384円	545,031円
合 計		24,417,369円 (21,704,227円) (2,713,142円) 【38,787,568円】	15,324,634円 (13,628,257円) (1,696,377円) 【24,305,862円】	9,092,735円 (8,075,970円) (1,016,765円) 【14,481,706円】

8 プラごみ等資源化減量化検討事業

両町の負担金額及び負担割合

区 分		総 額	湯河原町	真鶴町
検討委員会費 (負担割合 1/2)		386 千円 (100.00%)	193 千円 (50.00%)	193 千円 (50.00%)
委託費 (負担割合 注1)		5,500 千円 (100.00%)	3,842 千円 (69.85%)	1,658 千円 (30.15%)
内 訳	均等割 (1/3)	1,834 千円 (100.00%)	917 千円 (50.00%)	917 千円 (50.00%)
	人口割 (1/3)	1,833 千円 (100.00%)	1,430 千円 (77.98%)	403 千円 (22.02%)
	処理量割 (1/3)	1,833 千円 (100.00%)	1,495 千円 (81.57%)	338 千円 (18.43%)
合 計		5,886 千円	4,035 千円	1,851 千円

※本事業における負担割合については、両町で覚書を締結する予定であり、

上記委託費の負担割合は令和8年度のみ適用となる。

※予算算定基礎数値（令和5年度）

区 分	人口割	処理量（焼却量）割
湯河原町 (負担割合)	22,473 人 (77.98%)	10,120 t (81.57%)
真鶴町 (負担割合)	6,346 人 (22.02%)	2,286 t (18.43%)
合 計	28,819 人 (100.00%)	12,406 t (100.00%)